

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	住宅課
事業番号	3-7	事務事業名	住宅管理人設置費

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 管理人充足について(①)
住宅管理人が設置されていない団地には、建替え計画を考慮しながら、住宅管理人を設置し、多世帯を抱える管理人は、適正な管理世帯となるよう、自治会と協議し、調整していく。
- (2) 報酬額について(③)
現在の金額は、昭和62年に宮崎県が定めている単価を基に、平成11年の制度施行時に定めたものであり、他都市の調査結果及び県営住宅とのバランスを考慮し、当面は現行どおりとしたい。
- (3) 管理人業務内容について
他都市の調査を基に、業務内容のあり方については、研究していく。
- (4) 別途、管理料を徴収することについて(④)
公営住宅の使用に関して、住宅使用料以外の徴収は法的に行うことができない。
- (5) 外部委託について(⑤)
管理人は、団地内に居住することによって、情報を収集できると考えており、外部委託等には馴染まない。